鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト 被災した住宅の建替、修繕を支援します

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震によりお住まいの住宅(※)に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。

1. 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法(建設・購入、補修)、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。 ※次のいずれかに該当する場合は支援の対象となります。

- (1) 所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅
- (2) 契約により借り主が補修することとされている賃貸住宅
- (3) 長期間の借家であって借り主が補修することが慣例となっている賃貸住宅
- (4)(2)・(3)以外の小規模な賃貸住宅の所有者(事業として不動産所得を得ていない個人に限る)

※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

「一部破損」は、「り災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。 (注)損害基準判定:住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

【支援額】

住宅再建	世帯人数	損傷の程度				分	
の方法	世市八剱	全 壊	大規模半壊	半壊	一部破損	対象経費	
建設又は購入	2人以上	300万円	250万円	上限 100万円	_	住宅の建設、購入又 は補修費	
	1人	225万円	187万5	上限 75万円	-		
1± 1/2	2人以上	200万円	150万円	上限 100万円	上限 30万円	(一部破損は住宅の 補修費に限る)	
補	1人	150万円	112万5 千円	上限 75万円	上限 30万円		

[申請に係る注意事項]

半壊又は一部破損の補修に係る申請には、補修前後の写真や補修金額が分かる書類(契約書・領収書等)が必要な場合がありますので、紛失等しないよう御注意ください。

2. 被災者住宅修繕支援金

- 1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない住宅の修繕を支援します。
- ※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。
- ※賃貸住宅は、契約又は慣例により借り主が補修することとされている場合に限り対象です。
- ※賃貸住宅の所有者は対象外です。

損害基準判定	4%超	3%超4%以下	2%超3%以下	1%超2%以下	1%以下
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

【注意事項】

- ・申請窓口はお住まいの市町村となります。申請手続の詳細は、市町村窓口にお尋ねください。
- ・申請には市町村が交付する「り災証明書」が必要です。り災証明書の申請については、市町村 窓口にお尋ねください。

【県庁問い合わせ先】 生活環境部 くらしの安心局 住まいまちづくり課

電話:0857-26-7390 ファクシミリ:0857-26-8113

電子メール: sumaimachizukuri@pref. tottori. jp (平成29年1月6日作成)